

パブリック・コメント手続（意見募集）

よこすか障害者計画
（第6期横須賀市障害福祉計画及び
第2期横須賀市障害児福祉計画を含む）
（案）

令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

意見募集期間

令和2年（2020年）

11月12日（木）～12月9日（水）

令和2年（2020年）11月

横須賀市社会福祉審議会

お問い合わせ先：横須賀市 福祉部 障害福祉課

電話 046-822-9398(直通)

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

1. 提出期間 令和2年(2020年)11月12日(木)から同年12月9日(水)まで

2. 宛 先 横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係

3. 提出方法

●書式は特に定めていません。

●住所及び氏名を明記の上、日本語で提出をお願いします。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) 市内在勤の場合…勤務先名・所在地

(2) 市内在学の場合…学校名・所在地

(3) その他…横須賀市と関わりがあることがわかる事項

●次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

・横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館1階

・市政情報コーナー

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 本館2号館 1階34番窓口

・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係 あて

(3) ファクシミリ

ファクシミリ番号 046-825-6040 (障害福祉課)

(4) 電子メール

hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp (障害福祉課)

4. 問い合わせ先 横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係

電話番号 046-822-9398

個々のご意見・ご質問等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
いただいたご意見と、これに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

よこすか障害者計画

(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)案
の概要について

1 策定する計画の内容

(1) 概要

「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を1つとした「よこすか障害者計画(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)」を策定します。

本市障害者施策の基本理念と施策の方向性並びに、国の基本指針に基づいて「数値目標」及び「障害福祉サービス等、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の見込量」を定めます。

(2) 根拠法令

障害者基本法第11条第3項、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項

(3) 名称

よこすか障害者計画

(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)

(4) 計画期間

よこすか障害者計画：令和3年度から令和8年度(6カ年)

第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画

：令和3年度から令和5年度(3カ年)

(3) 計画の策定方法

横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会障害福祉専門分科会の下に「障害者計画等検討部会」を設置し、計画内容を検討した。

2 計画の概要

(1) 基本理念と施策分野

◆◇◆ 基本理念 ◆◇◆

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち

◆◇◆実現のための施策分野◆◇◆

- 1 地域生活支援の充実
- 2 働く場・活動の場の充実
- 3 権利擁護システムの充実
- 4 療育・保育・教育の充実
- 5 保健・医療サービスの充実
- 6 障害者福祉の推進基盤の整備

障害とくらしの支援協議会等で議論になった課題や、この計画策定のために行ったアンケート調査等の結果をもとに、以下の7つを重点項目とします。

- 1 短期入所を利用しやすくするための改善
- 2 相談支援のさらなる充実
- 3 通所における送迎の促進
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進
- 5 教育・医療・福祉の連携
- 6 障害とくらしの支援協議会の活用
- 7 市が行う障害者施策の点検

(2) 数値目標等

国の基本指針に基づいて「数値目標」及び「障害福祉サービス等、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の見込量」を定めます。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

<数値目標> (第5章)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の入所施設利用者数 (①)	326 人
令和5年度末時点の入所施設利用者数 (②)	326 人
【目標】入所施設利用者の減少見込数 (①-②)	±0 人
【目標】地域生活移行者数 (3年間の合計)	3 人

2 地域生活支援拠点等の整備

【目標】令和5年度末までに地域生活支援拠点等の面的整備

3 福祉施設から一般就労への移行等

【目標】令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援事業からの移行者数	令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型事業からの移行者数	令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型事業からの移行者数	令和元年度の実績の1.23倍以上
【目標】令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数	令和5年度一般就労移行者の7割
【目標】市内の就労定着支援事業所のうち過去3年間の就労定着率が8割以上の事業所数の割合	令和5年度末70%以上

4 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】横須賀市療育相談センターの維持
【目標】保育所等訪問支援の継続
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の維持及び放課後等デイサービス事業所の確保
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を継続
【目標】令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

5 相談支援体制の充実・強化等

【目標】相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の継続

6 障害福祉サービス等の質の向上

【目標】令和5年度末までに 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築
--

＜障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量＞(第6章)

① 障害福祉サービスの見込量

- ア. 訪問系サービスの見込量
- イ. 日中活動系サービスの見込量
- ウ. 居住系サービスの見込量
- エ. 計画相談支援等の見込量
- オ. 障害児通所支援等の見込量

② 地域生活支援事業の実施や見込量

- ア. 理解促進研修・啓発事業の実施
- イ. 自発的活動支援事業の実施
- ウ. 相談支援事業等の実施
- エ. 成年後見制度利用支援事業の見込量
- オ. 成年後見制度法人後見支援事業の実施
- カ. 意思疎通支援事業等の見込量
- キ. 日常生活用具給付等事業の見込量
- ク. 移動支援事業の見込量
- ケ. 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込量
- コ. 障害児等療育支援事業の実施

3. 今後のスケジュール

- (1) 社会福祉審議会から市長へ計画案の答申 令和3年(2021年)2月4日(木)
- (2) 議会報告・計画公表 令和3年(2021年)3月

よこすか障害者計画

(第6期横須賀市障害福祉計画及び
第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)
(案)

令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)

令和2年(2020年)11月

横須賀市社会福祉審議会

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と位置づけ	1
2	計画の対象	4
3	計画の期間	4
4	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	5
第2章	障害者を取りまく現状	9
1	人口構造の推移	9
2	障害者の状況	10
3	雇用・就労の状況	25
第3章	計画の基本理念、施策の体系	32
1	基本理念	32
2	施策分野	33
3	よこすか障害者計画での重点項目	36
4	計画の体系図	43
第4章	障害児や障害者に関する施策の展開	44
1	地域生活支援の充実	44
2	働く場・活動の場の充実	51
3	権利擁護システムの充実	54
4	療育・保育・教育の充実	57
5	保健・医療サービスの充実	61
6	障害者福祉の推進基盤の整備	66
第5章	数値目標	
	成果目標の設定	70
第6章	障害福祉サービス等の見込量	76
1	障害福祉サービス等一覧	76
2	障害福祉サービス等の見込量	82
3	地域生活支援事業の実施や量の見込	87
第7章	計画の推進体制等	92



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と位置づけ

本市では、平成9年から『よこすか障害者福祉計画』を策定し、障害者施策を推進してきました。このたび、平成27年2月に策定した「横須賀障害者福祉計画」と、平成30年2月に策定した「第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、新たに令和3年度を初年度とした『よこすか障害者計画（第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む）』を策定することとしました。

この計画は、3つの障害児者に関係する以下の行政計画を一体のものとしています。

（1）よこすか障害者計画

本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

なお、今回の計画から、名称を障害者基本法の名称に合わせ、「横須賀障害者福祉計画」から「よこすか障害者計画」にしています。

(2) 第6期横須賀市障害福祉計画

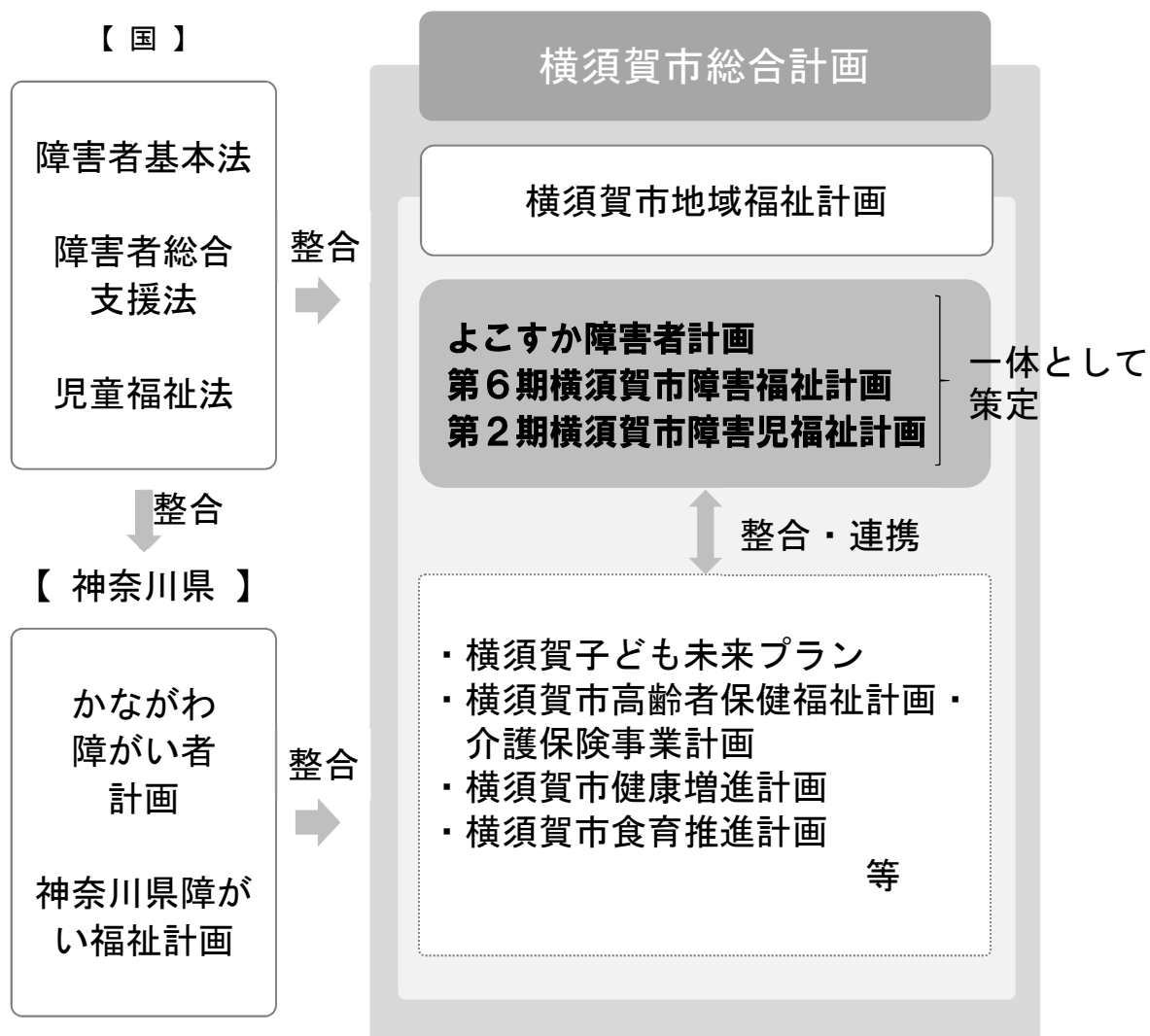
(3) 第2期横須賀市障害児福祉計画

これら2つの計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)に基づき、障害児者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めるものです。

それぞれ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、令和2年度に障害児者を対象として実施した、障害福祉サービスの利用状況や満足度等についてのアンケート調査を踏まえ、現在の施策の課題や新たに生じた障害福祉サービスの需要等を総合的に検討し、施策の充実を図るとともに、

かながわ障がい者計画、神奈川県障がい福祉計画並びに横須賀市総合計画及び横須賀再興プラン（実施計画）やその他の関連計画における障害者施策との整合性を図りました。



2 計画の対象

本計画に基づく施策の対象は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病及び発達障害（※）等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方です。

※発達障害…生まれつきの脳機能の障害で、コミュニケーションに問題を抱えたり、興味の偏りや落ち着きがない等、理解や行動の面で生活しづらいことがあります。特性により自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害、学習障害等といった分類があります。

3 計画の期間

本計画に含まれる3つの計画のうち、よこすか障害者計画は、令和3年度から8年度までの6年間で計画期間とします。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間で計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
よこすか障害者計画					
第6期横須賀市障害福祉計画 (第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)			第7期横須賀市障害福祉計画 (第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)		

※第7期横須賀市障害福祉計画（第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）は令和5年度に策定します

4 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 障害者基本計画（第4次）の概要（平成30年3月策定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<各分野に共通する横断的視点>

- 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（心身の状態や能力にかかわらず利用しやすさ）の向上
- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害特性に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

<障害者施策の基本的方向>

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災・防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツの振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害者に関連する法律の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成 29 年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化した。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成 30 年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じてタブレット端末等の「デジタル教科書」を使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害者が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障害者が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- 国及び地方公共団体において障害者の雇用状況を的確に把握することが求められるとともに、民間の事業主に対する措置として、一定の条件を満たす短時間労働者を雇用する事業主に対する給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度が盛り込まれた。

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を設けている各制度について、心身の状況を、個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するための措置を講じた。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

(3) 国の基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを活用した地域移行を検討する。

イ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。

ウ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

エ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制を検討する。
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握し、課題の整理や地域資源の開発により支援体制を充実させる。

オ 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかの情報収集等を行う。



第2章

障害者を取りまく現状

1 人口構造の推移

横須賀市の人口

本市の人口構造の現状として、住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移は、次のとおりです。

総人口及び年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。

なお、令和2年4月1日現在の高齢化率（65歳以上の人口が全体の人口に占める割合）は31.7%です。

横須賀市の人口

単位：人

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
年少 0～14歳	49,098	47,906	46,805	45,543	44,178	43,075
生産年齢 15～64歳	246,188	241,641	238,652	235,082	231,889	229,067
老年 65歳以上	120,576	122,763	124,434	125,582	126,193	126,366
合計	415,862	412,310	409,891	406,207	402,260	398,508

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付者数は、令和2年4月1日現在13,358人です。平成28年度の13,787人と比較して約3.1%減少しています。身体障害者手帳交付者は、平成26年度以降は減少傾向です。

障害種別で見ると、肢体不自由が47.0%、内部機能障害が35.4%で、この2つの障害種別で8割を超えています。

障害の種類別身体障害者手帳交付者数の推移

単位：上段は人数（人）、下段は構成比

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしやく機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
平成28年	914 6.6%	1,239 9.0%	145 1.1%	6,979 50.6%	4,510 32.7%	13,787 100.0%
平成29年	909 6.7%	1,247 9.1%	147 1.1%	6,775 49.6%	4,572 33.5%	13,650 100.0%
平成30年	894 6.6%	1,265 9.3%	143 1.1%	6,611 48.6%	4,692 34.5%	13,605 100.0%
令和元年	892 6.6%	1,291 9.6%	141 1.0%	6,441 47.8%	4,707 34.9%	13,472 100.0%
令和2年	896 6.7%	1,314 9.8%	135 1.0%	6,279 47.0%	4,734 35.4%	13,358 100.0%

資料：福祉部（各年4月1日現在）

障害種別・年齢区分別身体障害者の状況

単位：上段は人数（人）、下段は構成比

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・その他機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
0～17歳	3 1.3%	35 15.2%	1 0.4%	159 68.8%	33 14.3%	231 100.0%
18～39歳	34 6.1%	55 9.9%	5 0.9%	342 61.5%	120 21.6%	556 100.0%
40～64歳	164 6.2%	184 6.9%	29 1.1%	1,447 54.5%	833 31.4%	2,657 100.0%
65歳以上	695 7.0%	1,040 10.5%	100 1.0%	4,331 43.7%	3,748 37.8%	9,914 100.0%

資料：福祉部（令和2年4月1日現在）

障害種別・等級別身体障害者の状況

単位：上段は人数（人）、下段は構成比

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・その他機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
1級	297 6.0%	29 0.6%	3 0.1%	1,335 26.9%	3,308 66.5%	4,972 100.0%
2級	321 14.7%	303 13.9%	9 0.4%	1,497 68.7%	50 2.3%	2,180 100.0%
3級	59 3.1%	141 7.3%	76 3.9%	1,189 61.8%	460 23.9%	1,925 100.0%
4級	65 2.1%	377 12.3%	47 1.5%	1,666 54.2%	916 29.8%	3,071 100.0%
5級	107 21.4%	2 0.4%	0 0.0%	392 78.2%	0 0.0%	501 100.0%
6級	47 6.6%	462 65.2%	0 0.0%	200 28.2%	0 0.0%	709 100.0%

資料：福祉部（各年4月1日現在）

(2) 知的障害者の状況

療育手帳の交付者数は、令和2年4月1日現在3,355人です。平成28度の3,160人と比較して約6.2%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、軽度の知的障害者数の増加傾向が強く、最重度、重度、中度、軽度のそれぞれの構成比率は、少しずつ軽度の方の割合が増加する傾向にあります。

知的障害者数の推移

単位：上段は人数（人）、下段は構成比

	最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21～ 35)	中度 (IQ36～ 50)	軽度 (IQ51 以上)	計
平成28年	654 20.7%	695 22.0%	829 26.2%	982 31.1%	3,160 100.0%
平成29年	637 20.1%	682 21.5%	819 25.9%	1,028 32.5%	3,166 100.0%
平成30年	647 19.8%	690 21.1%	849 25.9%	1,090 33.3%	3,276 100.0%
令和元年	656 19.9%	685 20.8%	839 25.4%	1,118 33.9%	3,298 100.0%
令和2年	666 19.9%	678 20.2%	851 25.4%	1,160 34.6%	3,355 100.0%

資料：福祉部（各年4月1日現在）

年齢区分別知的障害者の状況

単位：上段は人数（人）、下段は構成比

	最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21～ 35)	中度 (IQ36～ 50)	軽度 (IQ51 以上)	計
0～17 歳	132 12.9%	134 13.1%	185 18.1%	572 55.9%	1,023 100.0%
18～39 歳	301 23.4%	236 18.4%	324 25.2%	423 32.9%	1,284 100.0%
40～64 歳	211 24.6%	245 28.6%	250 29.2%	150 17.5%	856 100.0%
65 歳以上	22 11.5%	63 32.8%	92 47.9%	15 7.8%	192 100.0%

資料：福祉部（令和2年4月1日現在）

（3）精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和2年4月1日現在4,077人で、自立支援医療受給者証の交付者数は、令和2年4月1日現在6,741人です。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成28年度の3,260人と比較して約25.1%増加しており、年々増加傾向にあります。

また、自立支援医療受給者証の交付者数についても、平成28年度の5,976人と比較して約12.8%増加しており、年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	393	399	412	429	455
2 級	2,002	2,128	2,258	2,418	2,518
3 級	865	944	961	1,043	1,104
計	3,260	3,471	3,631	3,890	4,077

資料：福祉部（各年 4 月 1 日現在）

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付者数の推移

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
5,976	6,196	6,391	6,563	6,741

資料：福祉部（各年 4 月 1 日現在）

(4) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には、特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されます。

特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付者数は、令和2年3月31日現在2,912人です。

特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

単位：人

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3,238	3,269	2,736	2,850	2,912

資料：保健所（各年度末現在）

(注) 指定難病は、平成27年1月より56疾病から110疾病へ、平成27年7月から306疾病へ、平成29年4月から330疾病へ、平成30年4月から331疾病へ、令和元年7月から333疾病へと対象疾病が拡大しています。

(5) 重症心身障害児（者）の認定状況

重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、児童相談所において認定されます。

重症心身障害児（者）の認定者数

単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
18歳未満	54 (6)	59 (7)	51 (8)	56 (8)	55 (7)
18歳以上	88 (49)	88 (51)	96 (64)	99 (62)	99 (61)
計	142 (55)	147 (58)	147 (72)	155 (70)	154 (68)

資料：こども家庭支援センター（各年4月1日現在）

(注) 表中の（ ）は、内数で施設入所者数を表しています。

(6) 障害児の療育・教育状況

18歳未満の障害児の年齢層別の内訳は、以下のとおりです。

18歳未満の障害児の年齢層別の内訳

単位：人

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障害児	53	131	47	231
知的障害児	124	614	285	1,023

資料：福祉部（令和2年4月1日現在）

（注1）身体障害者手帳又は療育手帳の交付者数

（注2）両手帳を所持する児童は、身体障害児及び知的障害児のいずれの人数にも計上しています。

障害児には、発育過程において障害の種類や程度に応じた様々な療育・教育・相談等の場があります。

0～5歳児の児童発達支援利用状況

単位：人

	ひまわり園利用		ひまわり園以外利用	計
	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援	福祉型児童発達支援	
利用実績	10	※104	162	276

資料：福祉部（令和2年3月現在）

（注1）身体障害者手帳又は療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

（注2）ひまわり園は、横須賀市療育相談センターの通園部門の愛称です。

（注3）※3月の利用実績のため、ひまわり園の登録者数と人数が異なります。

ひまわり園の登録状況

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
医療型児童発達支援 (肢体不自由児)	18	20	18	15	10
福祉型児童発達支援 (知的障害児)	93	91	95	96	107

資料：こども家庭支援センター（各年度末現在）

(注1) 身体障害者手帳又は療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

(注2) ひまわり園は、横須賀市療育相談センターの通園部門の愛称です。

親子教室等（親子教室・早期療育教室・療育教室）の実施状況

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施回数（回）	504	525	549	548	516
参加延人数（人）	3,059	3,054	3,280	2,982	2,650

資料：こども家庭支援センター

(注) 横須賀市療育相談センターが実施したものに限りません。

巡回相談及び電話等の一般相談件数

単位：件

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
巡回相談	訪問回数	223	200	202	164	194
	相談数	372	287	281	224	330
電話相談		4,170	5,043	5,155	5,028	5,368
面接相談		1,354	1,171	1,192	1,256	1,282

資料：こども家庭支援センター

(注) 横須賀市療育相談センターが相談を受けたものに限りません。

外来療育相談実施件数

単位：件

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
初診	579	611	627	651	803
再診	10,958	11,112	11,673	11,589	11,196
総受診件数	11,537	11,723	12,300	12,240	11,999
(内訳) 各種診察 (小児精神・神経科 ほか)	5,115	5,372	5,629	5,689	5,847
各種療法 (心理・理学ほか)	6,088	6,041	6,185	6,105	5,867
その他(看護ほか)	334	310	486	446	285

資料：こども家庭支援センター

(注) 横須賀市療育相談センターが相談を受けたものに限りません。

保育園等における障害児の通園状況

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
市立保育園	保育園数 (総数)	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	
	保育園数(障害 児通園か所数)	9か所	9か所	6か所	4か所	8か所	
	障害児数	23人	28人	10人	10人	※16人	
	障害 別	知的障害児	22人	27人	10人	10人	13人
		身体障害児	1人	1人	0人	0人	4人
私立保育園	保育園数 (総数)	29か所	29か所	27か所	27か所	26か所	
	保育園数(障害 児通園か所数)	6か所	11か所	15か所	12か所	9か所	
	障害児数	7人	19人	20人	16人	10人	
	障害 別	知的障害児	4人	12人	15人	12人	6人
		身体障害児	3人	7人	5人	4人	4人
幼保連携型認定こども園	認定こども園数 (総数)	3か所	5か所	11か所	15か所	21か所	
	認定こども園数 (障害児通園か 所数)	2か所	3か所	5か所	3か所	6か所	
	障害児数	5人	9人	7人	3人	6人	
	障害 別	知的障害児	4人	6人	7人	3人	5人
		身体障害児	1人	3人	0人	0人	1人

資料：(資料) こども育成部

(注) ※身体・療育の両手帳を所持している方は、それぞれの項目に計上しています。

幼稚園等における障害児の通園状況

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
市立幼稚園	総施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	受入施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	障害児数	8人	13人	6人	2人	2人
市立ろう学校 幼稚部	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	障害児数	3人	1人	4人	5人	3人
筑波大学附属 久里浜特別支 援学校 幼稚部	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	障害児数	18人	16人	17人	17人	16人
私立幼稚園	総施設数	35か所	33か所	33か所	32か所	32か所
	受入施設数	28か所	29か所	31か所	31か所	32か所
	障害児数	194人	232人	224人	191人	172人

資料：こども育成部・教育委員会・久里浜特別支援学校
(各年度5月1日現在)

(注1) 私立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)については補助金交付決定人数をもとに算出しています。

(注2) 私立幼稚園の受入施設数、障害児数には幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の教育部分を含みます。

小学校における障害児の通学状況

		学校数	児童数			
			低学年	高学年	計	
小学校 特別支援 学級	知的障害	45 か所	118 人	108 人	226 人	
	自閉症・ 情緒障害	46 か所	227 人	230 人	457 人	
	聴覚障害 (通級)	3 か所	(3 人)	(7 人)	(10 人)	
	言語障害 (通級)	3 か所	(60 人)	(40 人)	(100 人)	
	病弱	8 か所	6 人	3 人	9 人	
	肢体不自由	16 か所	8 人	9 人	17 人	
	弱視	2 か所	2 人	0 人	2 人	
市立養護 学校	肢体 不自由	通学 訪問	1 か所	14 人	14 人	28 人
				1 人	1 人	2 人
市立ろう 学校	聴覚障害	1 か所	3 人	4 人	7 人	
県立武山 養護学校	知的障害	1 か所	19 人	29 人	48 人	
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	
県立金沢 養護学校	知的障害	1 か所	4 人	6 人	10 人	
	肢体不自由		1 人	1 人	2 人	
筑波大学附 属久里浜特 別支援学校	知的障害 (自閉症)	1 か所	17 人	18 人	35 人	
計		128 か所	420 人 (63 人)	423 人 (47 人)	843 人 (110 人)	

資料：教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校、久里浜特別支援学校
(令和2年5月1日現在)

(注1) 本市在住の児童のみ。() は外数で通級(軽度の障害児が通常の学級に在籍しつつ個別に特別支援教育を受けること)の利用者数を示します。

(注2) 「聴覚・言語障害」の通級には、ことばや聞こえ等に支援が必要な児童も含まれます。

中学校における障害児の通学状況

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
中学校 特別支援 学級	知的障害	23 か所	36 人	36 人	37 人	109 人
	自閉症・ 情緒障害	23 か所	59 人	50 人	39 人	148 人
	病弱	6 か所	1 人	3 人	4 人	8 人
	肢体不自由	7 か所	2 人	2 人	4 人	8 人
	弱視	0 か所	0 人	0 人	0 人	0 人
市立養護 学校	肢体 不自由	1 か所	7 人	8 人	3 人	18 人
	通学 訪問		0 人	0 人	0 人	0 人
市立ろう 学校	聴覚・ 言語障害	1 か所	3 人	0 人	0 人	3 人
県立武山 養護学校	知的障害	1 か所	11 人	17 人	13 人	41 人
	肢体不自由		1 人	1 人	0 人	2 人
県立金沢 養護学校	知的障害	1 か所	1 人	1 人	2 人	4 人
	肢体不自由		1 人	0 人	0 人	1 人
計		63 か所	122 人	118 人	102 人	342 人

資料：教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校
(令和2年5月1日現在)

(注) 本市在住の生徒のみ計上しています。

高等学校における障害児の通学状況

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1か所	2人	1人	0人	3人
県立武山養護学校	知的障害	1か所	20人	22人	17人	59人
	肢体不自由		1人	1人	1人	3人
県立武山養護学校津久井浜分教室	知的障害	1か所	8人	8人	14人	30人
県立金沢養護学校	知的障害	1か所	1人	2人	1人	4人
	肢体不自由		0人	0人	0人	0人
県立岩戸養護学校	知的障害	1か所	31人	48人	46人	125人
	肢体不自由		3人	4人	4人	11人
計		5か所	66人	86人	83人	235人

資料：教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校、岩戸養護学校
(令和2年5月1日現在)

3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における障害者雇用数及び実雇用率

民間企業における障害者雇用数及び実雇用率は、次のとおりです。

横浜南公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
横浜南公共職業 安定所管内 企業の障害者 雇用率	1.92%	2.00%	2.09%	2.21%	2.32%
対象となる障害者 雇用総数	615.0人	654.5人	680.0人	722.0人	774.0人
対象企業数 (法定労働者 45.5人以上※) ※平成29年度以 前は50人以上	142社	144社	148社	155社	151社
法定雇用率 達成企業数 (達成企業割合)	68社 (47.9%)	77社 (53.5%)	80社 (54.1%)	89社 (57.4%)	97社 (64.2%)

資料：神奈川県労働局（各年度6月1日現在）

(注) 横浜南公共職業安定所の所管区域は、横須賀市（追浜・田浦行政センター管内）・横浜市金沢区・逗子市・葉山町です。

対象となる障害者雇用総数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントしています。

横須賀公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
横須賀公共職業 安定所管内 企業の障害者雇 用率	1.91%	2.03%	2.10%	2.22%	2.32%
対象となる障害 者雇用総数	342.5 人	366.5 人	391.0 人	422.0 人	439.0 人
対象企業数 (法定労働者 45.5 人以上※) ※平成 29 年度以 前は 50 人以上	121 社	121 社	126 社	130 社	128 社
法定雇用率達成 企業数 (達成企業割合)	69 社 (57.0%)	68 社 (56.2%)	72 社 (57.1%)	78 社 (60.0%)	82 社 (64.1%)

資料：神奈川県労働局（各年度 6 月 1 日現在）

(注) 横須賀公共職業安定所の所管区域は、横須賀市（本庁・衣笠・逸見・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西行政センター管内）・三浦市です。

対象となる障害者雇用総数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして、0.5 カウントしています。

(2) よこすか就労援助センターにおける状況

よこすか就労援助センターの利用状況と登録者・就労者の状況は、次のとおりです。

登録者数は毎年増加の傾向にあります。令和元年度の登録者数は平成27年度と比較して約1.6倍となっており、特に精神障害者の登録者数が増加しています。

よこすか就労援助センターの利用状況

単位：件

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
利用者	来所	1,260	1,616	1,701	1,824	1,699
	電話	4,427	4,437	4,730	4,806	5,063
企業等	来所	128	172	170	168	180
	電話	440	520	1,209	1,286	1,133
企業巡回		747	865	997	889	784
職場 開拓	訪問	86	107	181	202	150
	電話	65	62	235	292	232

資料：よこすか就労援助センター

よこすか就労援助センターの利用状況

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
登録者数		1,129	1,285	1,512	1,695	1,810
登録者 内 訳	身体	95	115	135	149	163
	知的	617	664	744	808	846
	精神	416	505	630	735	798
	※その他	1	1	3	3	3
登録廃止		13	19	15	21	30
新規登録		165	175	242	204	145
実 習		33	53	81	81	47
就労者数		55	82	118	91	86
就労者 内訳	身体	6	4	10	5	4
	知的	22	24	51	34	27
	精神	27	54	57	52	55

資料：よこすか就労援助センター

(注) ※「その他」は、障害者手帳のない発達障害者及び難病の方です。

(3) 横須賀市役所における障害者の雇用状況

横須賀市役所における障害者の雇用状況

単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
①	A 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	2,790	3,271	3,305	3,303	3,338
	B 短時間勤務職員の数	28	183	188	189	225
	C 計 [A + B × 0.5]	2,804	3,362.5	3,399	3,397.5	3,450.5
	障害者数	47	49	54	55	59
	(うち 障害者募集枠の採用者数)	(23)	(24)	(25)	(28)	(28)
	(うちワークステーションの採用者数)	-	-	-	(3)	(6)
②	D 重度障害者	22	26	28	25	26
	E 重度障害者(1,2級)以外の障害者	25	23	26	30	33
	F 計 [D × 2 + E]	68.5	74	81	79.5	84.5
③	実雇用率 [F ÷ C × 100]	2.44%	2.20%	2.38%	2.34%	2.45%

資料：総務部（各年度6月1日現在）

※平成 28 年度は非常勤職員等を含めずに雇用率を算出。また、表中 E には短時間勤務職員の障害者が 1 人いるため、障害者数は-0.5 人となっています。

※平成 29 年度及び平成 30 年度の表中 D には短時間勤務職員の重度障害者が 1 人いるため、障害者数の合計は-1 人となっています。

※令和元年度の表中 E には短時間勤務のワークステーション採用者 3 人が含まれ、そのうち精神障害者である 2 人は特例により 1 人として算定され、もう 1 人は 0.5 人として算定しています。

※令和 2 年度の表中 E には短時間勤務のワークステーション採用者 4 人が含まれ、そのうち精神障害者である 3 人は特例により 1 人として算定され、もう 1 人は 0.5 人として算定しています。

(注 1) 職員数は、市長部局（消防局等を除く）、教育委員会、上下水道局の計です。

(注 2) 短時間勤務職員とは下記の①かつ②の要件に該当する職員のことです。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であること。
- ② 1 年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。

(4) 障害者雇用奨励金の支給状況

本市では、知的障害者及び精神障害者を3か月以上継続して雇用しようとする事業主に対して、1月単位で障害者雇用奨励金を支給しています。

障害者雇用奨励金の支給実績状況

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
知的障害者の 支給対象者数	2,228 (199)	2,287 (204)	2,278 (201)	2,313 (202)	2,363 (216)
精神障害者の 支給対象者数	480 (47)	545 (59)	535 (53)	590 (61)	551 (57)
計	2,708 (246)	2,832 (263)	2,813 (254)	2,903 (263)	2,914 (273)

資料：福祉部

(注1) 表の上段は、1年間の延べ人数です。例えば、1人の方が1年間に12か月勤務した場合は、「12人」となります。

(注2) 表下段の()内は実支給対象者数です。



計画の基本理念、施策の体系

1 基本理念

我が国は、平成26年に「障害者権利条約」を批准しましたが、この条約の批准に向けて、さまざまな国内法の整備が進められました。

特に、平成23年に改正された障害者基本法では、第1条において「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としており、“共生社会の実現”が目的として掲げられています。

本市ではこれまで、共生社会の実現のために、障害者に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。今後も、一人ひとりの個性と命を大切に、障害の有無にかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまちの実現を目指していきます。

基本理念
**住み慣れた地域で
安心して暮らしていくことのできるまち**



2 施策分野

基本理念の実現に向け、アンケート結果や障害とくらしの支援協議会における検討など様々な方法から課題を明らかにし、6つの分野の施策を展開していきます。

施策分野1 地域生活支援の充実

障害者が、地域で安心して暮らしていくためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援が身近に受けられることが必要です。そのため、本市では、相談、日中活動の場、住まい等を確保することで、障害者の地域生活を支援していきます。

施策分野2 働く場・活動の場の充実

就労は、障害者の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害者の生活において重要な意義を持ちます。しかし、就労ができたとしても就労先の理解や働き方など様々な課題を抱えており、これからも就労等に関わる関係機関が連携し、就労環境の整備を図っていきます。

一方で、一般の就労が難しい障害者のために、障害者が、地域で、質の高い、自立した生活を営むために、働く場・活動の場への支援を充実させます。

施策分野3 権利擁護システムの充実

障害者権利条約の原則※を土台にし、インクルージョン（障害のあるなしを問わない社会）を目指して障害者が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に広がってきました。

しかし、今も誤解や偏見により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障害者が少なくありません。

生活上の個々の困りごとに配慮がなされ、身体的・心理的・経済的にも嫌な思いをすることなく地域で自立したその人らしい生活を送れるよう、障害者の権利擁護を推進します。

障害者権利条約第3条で定められた一般原則

- ・固有の尊厳、個人の自律及び個人の自立の尊重
- ・ 無差別
- ・ 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- ・ 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- ・ 機会の均等
- ・ 施設及びサービス等の利用の容易さ
- ・ 男女の平等
- ・ 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

施策分野4 療育・保育・教育の充実

発達障害や、診断名は付かないまでも支援が必要な児童は増加しています。すべての児童がしっかりと療育・教育を受けられるようにすることが重要です。しかし、今回のアンケートでは「一人ひとりのニーズに応じた教育」「療育、保育、教育から就労までの一貫した支援」「進学や就職についての相談・支援」「保護者に対する情報提供、支援」が不足しているとの回答が多く寄せられました。

障害や発達の遅れのある児童が一生を通じて自らの可能性を追求できるよう、ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供する体制を構築します。そのために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図っていきます。

また、一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無に関わりなく、自分に合った配慮を受けながら地域の保育・教育等の支援を受けるインクルーシブ教育を推進します。

施策分野5 保健・医療サービスの充実

障害の早期発見と早期療育の必要性、医療的ケア児への支援体制の構築が急務となっております、それらの課題解決のために、障害や疾病のある方の健康保持と生活の安定を図ることを目的に、障害や疾病に応じた医療費の助成や、訪問指導等の保健、医療サービスの充実と、早期療育、医療的ケア児への支援体制構築を推進します。

施策分野6 障害者福祉の推進基盤の整備

地域社会や家族関係が変化する中で、支援が必要な方を障害福祉サービス等の公的サービスだけで支えることは難しくなっています。障害者ができる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができるよう、様々なサービスの組み合わせや、地域での支え合いにより支援する体制づくりを推進します。

また、障害当事者や家族の意見や希望を大事にする地域を目指します。

3 よこすか障害者計画での重点項目

障害とくらしの支援協議会等で議論になった課題や、この計画の策定のために行ったアンケート調査等の結果をもとに、以下の7つを今回のよこすか障害者計画の重点項目としました。

重点項目 1 短期入所を利用しやすくするための改善

アンケート調査から、短期入所は、「利用したい時に利用できない」という不満がとても多いことが分かりました。一方、夜間の支援者を確保する必要があるなど、短期入所は運営がとても大変なこともあり、今後、事業所が利用者の需要に追いつくほど増えていくとは考えられません。

事業所によっては、短期入所のベッドは常に満床ではないのに、夜間の支援者が確保できないため受入数が少ないことや、多くが相部屋であるため、利用者の性別や相性等により、利用希望者と使えるベッドがうまくマッチしないことなどから、使われないベッドが少なからず存在することが、障害とくらしの支援協議会での議論等から分かっています。

短期入所は、特に重い障害がある方にとって重要なサービスであるため、今ある短期入所のベッドを有効に活用するための取り組みを、利用者や短期入所を運営する事業所と協力して行います。

【該当項目】

- ・第4章 1-1 障害福祉サービス等の充実（44 ページ）

重点項目 2 相談支援のさらなる充実

アンケート調査では、相談サービスは、一番多くの方が利用している（したことがある）サービスです。

相談といっても、「何を相談していいかわからない」という方もいるように、本当は支援が必要な方でも、相談につながらない場合も考えられます。

そこで、相談支援体制の機能の充実を図り、支援が必要な障害者を早期に発見し、障害者ニーズの把握まで行えるようになることを目指します。

【該当項目】

- ・ 第4章 1-3 身近な地域における相談支援体制の整備
(48 ページ)

重点項目 3 通所における送迎の促進

外出支援は、利用者が比較的多く、また、「利用したい時に利用できない」という不満が大きいことがアンケート調査で明らかになりました。

外出支援で最も問題になっているのは、通所先に自分で通えない方の「送迎」の問題であることが、障害とくらしの支援協議会での議論等から分かっています。

通所先の事業所が行う送迎サービスは、高齢福祉では一般的に行われていることですが、障害福祉では、送迎を必要としない方もいるため、行わない事業所もあります。特に本市では、送迎を行わない事業所の割合が特に高く、やむを得ず、別のサービス（移動支援）を使わなければならない方が出てきています。

しかし、通所の行き帰りの時間帯は、どの事業所もほぼ同じであるため、利用希望が重なって移動支援を利用できない方が多く発生しているのが現状です。また、障害者の通所は今後も増加を見込んでおり、ますますそういった方が増えていくことが予想されます。

そこで、移動支援の適切な利用方法を検討するとともに、通所サービスを行う事業所に対し、自力での通所が困難な障害者のための送迎サービスを行うよう働きかけを行っていきます。

【該当項目】

- ・第4章 2-2 活動の場の確保（52 ページ）

重点項目 4 障害を理由とする差別の解消の推進

障害のある人もない人も互いに支えあい、共に生きるためには、市民一人ひとりが、障害を正しく理解することが大切です。

しかし、障害を理解することは、とても難しいのも現実です。障害者を差別してはいけない、ということは誰もが理解していることですが、意図せず差別してしまうことがあります。アンケート調査からも、多くの方が障害を原因とする差別により嫌な思いをした、配慮をしてもらえなくて困った経験があることが分かっています。

障害者の社会参加をより一層実現するためにも、障害者への理解を広めるとともに、障害者差別解消法（※）の理念を、これまで以上に浸透させるための取り組みを様々な分野で推進します。

【該当項目】

- ・ 第4章 3-1 障害を理由とする差別解消と理解の促進
(54 ページ)

※ 障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を行政機関や民間事業者の義務とした法律

重点項目 5 教育・医療・福祉の連携

医療的ケアが必要なお子さんを含め、障害児が地域で安心して暮らせるよう、取り組みを進めています。

しかし当事者からは、通学支援の不足や緊急時に本人の支援を頼む所がないなどの声があり、課題があることが分かっています。

課題解決に向けて教育、医療、福祉等各分野と連携し、施策を行っていきます。

【該当項目】

- ・ 第4章 4-1 療育体制の充実（57 ページ）
- 5-2 医療的ケア児への支援体制の構築
（62 ページ）

重点項目 6 障害とくらしの支援協議会の活用

現在では、障害者を支援する体制の整備は、実際に障害者を支援する方々の力がなくては成り立たなくなっています。そういった意味で、障害福祉計画の数値目標は、市内の障害者を支援する関係者全員が共有すべき目標だと言えます。

障害者が地域で安心して生活できるよう、地域の支援者すべてが、この協議会を活用できるよう体制の見直しをし、これまで以上に障害者の支援体制が充実するよう、機能や役割をより明確にします。

また、障害当事者やその家族等の意見を取り入れるため、協議会への障害当事者やその家族などの参画を促していきます。

【該当項目】

- ・ 第4章 6-1 障害者支援体制の充実（66 ページ）

重点項目 7 市が行う障害者施策の点検

本市の財政状況は、少子高齢化等に伴う社会保障費の増加や税収の減少等が進むことで、今後さらに厳しくなると予想されます。

このような状況においても、福祉サービスを低下させることなく、市民の需要に対応するために、必要な取り組みを継続的・計画的に進める必要があります。そのために、様々な視点からの検証等により、各事業の見直しを積極的に行います。

【該当項目】

- ・第4章 6-3 福祉サービスを低下させないための取り組み
(69 ページ)

4 計画の体系図

基本理念	施策分野	施策項目
住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるまち	1 地域生活支援の充実	(1) 障害福祉サービス等の充実
		(2) 地域生活への移行の推進
		(3) 身近な地域における相談支援体制の整備
		(4) 情報バリアフリーの推進
		(5) 余暇活動の支援の充実
	2 働く場・活動の場の充実	(1) 就労支援の充実
		(2) 活動の場の確保
		(3) 障害者施設からの優先調達
	3 権利擁護システムの充実	(1) 障害を理由とする差別解消と理解の促進
		(2) 障害者権利擁護の推進
		(3) 障害者理解の促進
	4 療育・保育・教育の充実	(1) 療育体制の充実
		(2) 一貫した支援体制の強化
		(3) 保育・学校教育の充実
	5 保健・医療サービスの充実	(1) 障害の早期発見と療育の推進
		(2) 医療的ケア児への支援体制の構築
		(3) 精神保健施策の推進
		(4) 難病対策の充実
		(5) 障害の軽減・補完・治療等
	6 障害者福祉の推進 基盤の整備	(1) 障害者支援体制の充実
		(2) 防災体制の充実
		(3) 福祉サービスを低下させない取り組み



障害児や障害者に関する施策の展開

1 地域生活支援の充実

1-1 障害福祉サービス等の充実

障害者が、必要な障害福祉サービス等を使いやすくするため、障害とくらしの支援協議会等を活用し、地域の障害福祉サービス事業所等の協力を得てサービスの提供体制を整え、障害者やその支援者に対する情報提供と利用に向けた支援を行います。

また、サービスの利用希望者が年々増えていることから、それを必要とする障害者が継続的に利用できるよう、事業者やその他の関係者と共に福祉サービス等の提供場所の確保と、サービスの質の向上、福祉人材の育成等に努めます。

また、共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスだけでなく、その他の福祉事業とも連携しながら、支援体制の充実に努めます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
各種障害福祉サービス等の提供	<p>障害者が身近な地域において障害福祉サービスを受けることができ、生涯を通じて安心して暮らすことができるように、自立支援給付や地域生活支援事業等、障害者の地域生活を支援するための各種事業を地域の障害福祉サービス事業所等と協働し行います。</p>
補装具、日常生活用具の給付	
巡回入浴サービス	
短期入所の有効活用の検討	<p>市内の短期入所事業所では、職員確保や相部屋での利用者同士の相性の問題等から、利用希望の多い週末でも一定の空床があることがわかりました。このため、限られた短期入所のベッドを有効に活用できる支援体制の構築を、障害とくらしの支援協議会等において、地域の障害福祉サービス事業所等とともに検討します。</p>
緊急短期入所補助金	<p>在宅の障害者が、緊急で短期入所を利用（介護者の急な疾病等により在宅生活が困難となった時など）した際に要した費用の一部を補助します。</p>

1-2 地域生活への移行の推進

「障害者権利条約」では「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」と書かれています。障害者が自らその居住する場所を選択できることが大切です。また、施設入所者や退院可能な精神障害者については、本人の意向を尊重した上で、生活の場を施設や病院から地域へと移行するための支援も必要です。

地域生活への移行を進めるためには本人の意思を引き出す支援が大切です。引き出された本人の想いを実現するためには、地域における相談支援体制の充実とともに、グループホーム等の生活の場の確保が課題となります。そのため、障害者の生活の場を確保し、地域で安全に暮らせるよう、グループホームの新設を推進します。なお、グループホームを設置しようとする法人が、男女別・タイプ別等、具体的な地域のニーズを確実に把握して、地域にとって真に必要な施設を設置できるよう、障害とくらしの支援協議会等において情報を共有していきます。

また、地域生活はグループホームに限定することなく個々の願いを尊重し、ヘルパーを活用しての一人暮らしなど各人に合った暮らし方を支援していきます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
入所等検討会議の運営	施設入所が必要な方の検討を行う一方、施設入所者が地域移行した事例等を市内の入所施設や行政機関で共有。
障害者グループホーム整備費補助金	障害者の地域生活を促進するため、グループホーム等の整備に係る費用等を助成。

1-3 身近な地域における相談支援体制の整備

障害者の自己決定を尊重し、地域で生活する障害者を支援する上で、相談業務が果たす役割は重要です。相談しやすく、関係機関等との連携のとれた相談支援体制の構築を図ります。

また、発達障害等様々な障害にも対応していくとともに、ライフステージに応じた一貫した支援につながるよう、総合的な相談支援体制が求められます。そのためには、相談支援専門員のスキルの一層の向上とともに、相談員の数の確保も必要です。相談支援の重要性を地域の障害福祉サービス事業所等の間で共有し、相談支援専門員の資格がある方を十分活用していくなどの具体的な取り組みを、障害とくらしの支援協議会等において検討していきます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
福祉に関する総合相談窓口の設置	複数の部局にまたがる複合的な課題等を関係機関と連携しながら、対象者の総合的な支援を行います。
基幹相談支援センターの運営	地域の相談支援事業所等に対する専門的な相談支援の実施や、本市の相談支援体制の強化の取り組みを行います。
障害者相談サポートセンターの運営	地域の身近な相談窓口として、相談業務や福祉サービス等の地域の社会資源活用のための情報提供等を総合的に実施します。

1-4 情報バリアフリーの推進

障害者が自立した日常生活を営むためには、情報利用のしやすさの向上や意思疎通の支援がとても重要です。行政が市民に向けて情報を提供する際には、視覚・聴覚障害者はもちろん、知的・精神障害者にも分かりやすい情報提供に努めるなど、多様な障害特性に応じた配慮を行います。

また、情報伝達技術の進歩により、障害特性に応じた情報収集・意思疎通の手段は多様化していますが、一方で、障害特性によっては、そのような機器の利用が困難な方もいるため、人の手による意思疎通支援を担う人材の育成に努めます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
点字版広報誌等の発行	「広報よこすか」の点字版、録音版の発行、配布を行います。
手話通訳者等の派遣	聴覚障害者への情報提供を行うため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
点訳・音訳等ボランティアの養成	視覚障害者への情報提供を行うため、点訳・音訳等ボランティアの養成を行います。
手話講習会等の実施	手話通訳者・要約筆記者の養成を行います。

1-5 余暇活動の支援の充実

障害者が芸術や文化活動に参加する機会を確保することで、障害者の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

また、障害者の体力増強、交流等に資するため、各種レクリエーション教室や運動会等を開催し、障害者が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

主な事業等

事業等	事業等の内容
創作教室	心身障害者を対象とした創作教室を開催します。
重度障害者IT講師派遣	重度障害者に対し、IT個別指導を行うボランティアを派遣します。
障害児者の健康づくり	スポーツ教室、合同レクリエーション行事及び障害児者運動会等を実施します。
動物村のお祭り	障害の有無にかかわらず、児童の交流の場とし、移動動物園を招いて、「動物村のお祭り」開催します。

2 働く場・活動の場の充実

2-1 就労支援の充実

障害者の働きたいという願いを実現し、長く働き続けることができるように、働くことに関する情報の提供・相談体制の整備を行い、能力開発や訓練の機会を設けます。

また、就職の意向確認から就職後のフォローまで、働くことを支援するシステムを構築し、関係機関との連携を図り障害者の就労を幅広く支援する体制を整えます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
障害者就労支援事業 運営費補助	よこすか就労援助センターの運営費を補助します。
障害者職場定着支援	就労援助センターが作成した職場定着支援計画に基づき、就職した障害者をよく知る障害者福祉施設等の職員（職場定着支援員）が就職先の企業等を訪問し、情報共有等により職場定着を支援します。
職場定着サポーター 派遣	障害者の就労に関する職場経験が豊富な市民が、よこすか就労援助センターと連携して就職した障害者の職場定着の支援を行います。
障害者ワークステーションの運営	知的・精神障害者の一般就労に向けた訓練を目的に、横須賀市役所内に「障害者ワークステーション」を設置し、ジョブコーチの支援のもと、市役所内から集約された業務を行います。

2-2 活動の場の確保

障害者が自らの力を発揮して働くことができるよう、一般就労に向けた支援を行う事業所や、就労が困難な人が日中活動や社会参加を行える場所等、多様な活動の場の確保に努めます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
特例子会社※の誘致・設立支援	横須賀市内に特例子会社を設立し、新たに障害者を雇用する企業等に対し、設立に要する費用の一部を助成します。
障害福祉施設等整備補助	障害者関係施設の新設や大規模修繕等の費用を補助します。
送迎体制の充実	自力で施設に通うことが困難な障害者にとっては、通所する施設への「送迎」が重要であるため、地域の障害福祉サービス事業所等に「送迎は合理的配慮」であることへの理解を広めていきます。 また、移動支援の適切な利用方法を検討し、通所施設事業所等にサービス報酬の一つである「送迎加算」の活用を推奨することで、障害者が安心して活動の場に参加できる環境を整備します。
地域作業所・地域活動支援センター補助	日中活動の場として様々な課題を持つ方の支援を実施するところに補助します。
横須賀市立福祉援護センターの運営	障害の特性を踏まえ、よりニーズにあったサービス（生活介護等）の支援を充実します。

※特例子会社…障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社のこと。事業主は一定の割合で障害者雇用をする義務を負うが、特例子会社に雇用されている労働者は、親会社に雇用されているものとみなして、障害者の雇用率を算定できることとしています。

2-3 障害者施設からの優先調達

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。そのために市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について、障害者施設等への発注額の目標を定めるとともに、障害者施設等が提供する製品や役務の一覧を作成・公表し、障害者就労施設等への受注の拡大を支援します。

主な事業等

事業等	事業等の内容
障害者施設からの優先調達	「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」を定め、市が物品等を調達する際には、障害者就労施設等に優先して発注するよう、目標を定め、その拡大を支援します。
障害者施設等が作成した製品等の紹介	障害者施設等が提供する製品や役務を市役所内で共有するとともに、市のホームページで民間企業等からの受注拡大を支援します。

3 権利擁護システムの充実

3-1 障害を理由とする差別解消と理解の促進

明らかな虐待や差別だけでなく生活のあらゆる場面で困った対応や心無い言葉などを受けている障害者はいまだに多くいます。障害者を理解し、社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くため、相互理解を深める取り組みを推進します。

また、障害者差別解消法の理念の浸透を図るとともに、合理的配慮についての周知を進めます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
障害者理解のための市民向け研修の実施	障害者理解に関する講習会を市民の求めに応じて実施します。
障害者週間キャンペーン	障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加への意欲を高めることを目的としたイベントを開催します。
市職員への差別解消法の研修を実施	市職員に向けた合理的配慮等の理解を促進するための研修を実施します。

3-2 障害者権利擁護の推進

障害者への虐待を防止し、障害者の家族等を支援するため、虐待防止についての周知、差別に関する相談や早期発見のための関係機関との連携強化をします。

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用促進を行い、障害者の権利擁護を推進します。なお、この制度を知らない障害者・家族が多いので、多くの方に理解していただける形で、この制度の普及、啓発を行います。

主な事業等

事業等	事業等の内容
障害者虐待防止事業	障害者の虐待防止を目的とした研修会の実施や相談業務を行います。
成年後見制度利用支援事業	市長による家庭裁判所への成年後見人等の審判申し立てを行います。
よこすか市民後見人等運営事業	後見業務に取り組むことに意欲を持つ市民を対象とした研修を実施します。
地域福祉権利擁護相談センター支援事業	よこすかあんしんセンター事業の運営費を補助します。

3-3 障害者理解の促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害者への理解を促進する取り組みを行います。

主な事業等

事業等	事業等の内容
「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催	車いすや点字の体験をはじめ、福祉に関わる体験・学び・相談・展示・活動紹介等のイベントブースを出展します。
点字図書館フェスティバルの開催	主に視覚障害者への理解促進を目的に、点字体験や読み上げ装置の実演等、ふれあいフェスティバルに合わせてイベントを開催します。

4 療育・保育・教育の充実

4-1 療育体制の充実

障害児が地域社会で安心して成長できるよう、保育、教育、療育の連携を密にします。また、情報提供やネットワークづくり、相談支援体制の整備、充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児のための療育の場を充実します。

主な事業等

事業等	事業等の内容
療育相談センターの運営	発達の遅れや障害のある児童が、将来身近な社会資源を有効活用しながら地域で生活し、社会参加・自己実現できるよう、乳幼児期からの支援を行う。乳幼児から概ね18歳までの児童の診療・相談・療育を行い、保育園、幼稚園、学校等と連携します。
在宅重症心身障害児者訪問指導事業の実施	医師等が在宅で療養生活中の重症心身障害児者及びその家族を訪問し、日常生活上必要な指導・助言を行います。

4-2 一貫した支援体制の強化

障害児に対する療育・保育・教育は、一人ひとりの特性や発達に応じたものとし、ライフステージの移行の際に隙間をつくらないように、引継ぎや連携を密にするなど、一貫した支援体制を強化します。

主な事業等

事業等	事業等の内容
障害のあるお子さんのための相談・支援ファイル（サポートブック）の普及	障害児の基礎的な情報や支援の方向性の参考となる情報を生涯にわたって記録・管理する「サポートブック」の活用を充実させます。
本人・保護者と共につくる支援シート	障害児に対し学校生活でのこれまでの支援や取り組みなどを記録して、次の支援者に伝えることにより、今後の指導や支援に活かすことができる「本人・保護者と共につくる支援シート」の活用を充実させます。

4-3 保育・学校教育の充実

それぞれの能力や特性を最大限に発揮できるような保育・教育を行うことで、成人してからの自立した生活に結びつく可能性が大きくなります。医療的ケアが必要な児や知的障害があまりない自閉症スペクトラムなど、障害の種類や程度に応じた支援体制の確立や場の整備が必要です。

個々の違いや特性を大切に作る教育環境づくりを進めます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
教職員研修の充実	特別支援教育に関する教職員の研修を実施します。
学校における医療的ケアの推進	医療的なケアを必要とする児童生徒のために、医師と看護師を市立養護学校に派遣します。また、登校することが困難な「訪問指導」対象の児童生徒に対して、登校の場を設定し、通学児童生徒との交流の機会を作ります。
校舎バリアフリー化の推進	校舎等の新增築時にあわせてバリアフリー化を行い、また、既存校舎においては学校の現状に応じて手摺やスロープ等を設置します。
登校から下校まで、必要な支援体制を充実	子どもの自立に向けた登下校の支援体制を構築します。
放課後児童クラブにおける障害児の受入支援	放課後児童クラブが障害児を受け入れることができるよう支援します。

事業等	事業等の内容
障害児童生徒に対する理解を深めるため、学校と地域住民との交流を促進	障害児童生徒に関わる関係機関や地域住民と学校が、学校行事等の機会を通して交流し、子どもに係る情報共有を行います。

5 保健・医療サービスの充実

5-1 障害の早期発見と療育の推進

自閉症を含む発達障害をできる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくために乳幼児への健康診査を行い、家族への支援を行います。

主な事業等

事業等	事業等の内容
乳幼児健診等	乳幼児の健康管理、健全な育成を図ることを目的とし実施します。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児及びその保護者を全戸訪問し、育児支援を行います。
フォローアップ教室	1歳6か月児検診で発達の遅れや育児不安がみられた親子の経過観察の教室を開催し、必要時には療育相談センターへ紹介します。

5-2 医療的ケア児への支援体制の構築

医療技術の進歩等を背景として、新生児特定集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうを使用する等の、いわゆる医療的ケア児が増えています。

このような医療的ケア児が在宅で支障なく生活できるよう、医療的ケア児の支援にかかわる関係機関の一層の連携が課題です。医療的ケア児の状態やその家族の状況を踏まえ、障害福祉サービスと看護サービス、医療サービスといった支援の充実をはじめ、療育・保育・教育を含めて一体的に提供できる仕組みづくりを、地域の関係者と検討していきます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を運営	在宅の医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、関係機関が連携を図るため、医療・保健・福祉・教育各分野と医療的ケア児保護者が協議する場を運営します。

5-3 精神保健施策の推進

精神障害者の地域生活を支援するため、精神障害者やその家族等を対象として、精神保健福祉相談員や精神科嘱託医による相談支援を行います。

また、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することを推進します。

主な事業等

事業等	事業等の内容
精神保健福祉相談の実施	精神保健福祉相談員や精神科嘱託医による相談や訪問、措置入院等からの退院後の支援等を行います。
こころの健康づくり教室の開催	精神保健の分野をテーマとした講演会を開催します。
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療及び福祉の関係者と当事者（ピアサポーター）委員からなる精神保健福祉連絡協議会を開催します。また、関係機関の職員の理解を図るための研修、家族支援のための家族相談会を開催します。

5-4 難病対策の充実

難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな支援を行うため、様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行い、地域交流活動を促進します。

主な事業等

事業等	事業等の内容
難病患者支援ネットワーク事業の実施	支援者を対象としたケース検討会を行い、在宅難病患者の支援における保健、医療、福祉の連携を強化します。
難病患者等グループ育成事業の実施	医師による講演会、患者家族の交流会を開催し、情報交換を行います。

5-5 障害の軽減・補完・治療等

心身の障害の状態を軽減し、自立した生活を営むために必要な医療サービスが受けられるよう支援を行います。

主な事業等

事業等	事業等の内容
更生医療扶助	更生医療（身体障害者の障害を除去するための手術等）にかかる費用の一部を補助します。
小児慢性特定疾患医療費の助成	小児慢性特定疾患医療（例えば、悪性新生物群や慢性腎疾患等の治療）にかかる費用の一部を補助します。
重度障害者医療扶助	重度障害者に対して医療費の助成を行います。

6 障害者福祉の推進基盤の整備

6-1 障害者支援体制の充実

障害者の高齢化、障害の重度化が進行し、障害者の抱える問題が複雑化しています。そのため、地域の多様な主体（行政機関や障害福祉サービス等を行う事業所だけでなく、保育、保健、医療、教育、就労の関係者や、障害当事者や家族など一般市民まで）によるネットワークを活用し、障害への支援体制をさらに充実させるとともに、福祉人材の育成を促進します。

また、本市では、障害者総合支援法の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制の構築に関する協議を行うために「横須賀市障害とくらしの支援協議会」を設置し、地域課題の洗い出しを行うとともに、その解決に向けた協力体制を築いてきました。

この協議会では、参画する関係者同士が地域の課題を自らのものとしてとらえ、共通の目的に向けて、役割を分担しながら具体的に協働して解決していくことが重要です。さらに、障害者が抱える様々な課題に対応していくためには、保育、保健、医療、教育、就労支援等の多分野・多職種による多様な支援を一体的・継続的に用意することが必要で、これまでの枠を超えたネットワーク構築を進めていくことも求められています。

これらの考え方を協議会の参加者の共通認識とし、今後も、障害者が地域で安心して暮らしていけるような支援体制の整備を行っていきます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
障害とくらしの支援協議会の運営	障害者の自立生活を支えるため、地域の関係者がネットワークを構築し、支援の方法などを検討します。

6-2 防災体制の充実

大規模災害が発生した時、重度障害者等の災害弱者が迅速かつ安全に避難等をするためには、日ごろからの地域との関係づくり、支えあいが不可欠です。

町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を中心とした地域の支援者が地域で生活する障害者について理解し、災害発生時の円滑な避難支援体制が構築できるよう努めます。

主な事業等

事業等	事業等の内容
災害時要援護者支援プラン※の推進	「災害時要援護者支援プラン」の制度の周知と登録受付を行います。
自治会、町内会等地域組織へ福祉避難所の周知	希望する自治会・町内会へ障害者理解に関する講演や福祉避難所の周知

※ 災害時要援護者支援プラン…災害時に、地域の支え合いにより円滑な避難等を行うため、市が保有する一人暮らしの高齢者や、重度障害者等（災害時要援護者）の個人情報を、本人や家族の同意を得たうえで、地域の支援者に提供する制度です。

6-3 福祉サービスを低下させないための取り組み

横須賀市では、少子高齢化による人口の減少が急激に進行しつつあり、その影響から今後の税収の伸びも期待できません。

そのため、今後も横須賀に住む障害者が「本当に必要な支援」を受けられるようにするには、必要な取り組みを、障害福祉の分野においても推進しなければなりません。

特に、長い間継続しているような施策は、現在の障害者支援の制度との矛盾がないか、他の施策との重複はないか、今でも障害者にとって本当に必要で、一般市民から見て公平かつ公正なものであるか等の視点で各施策の点検を行い、必要に応じた見直しを行います。



数値目標

成果目標の設定

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に定めるべき障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標については、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国は基本指針で、施設入所者を地域での生活に移行させることで、施設入所者の削減を推奨しています。

本市は、第5期計画（平成30年度～令和2年度）で、計画期間中に平成28年度末の施設入所者のうち12人が地域生活へ移行することを目標として掲げたところ、実際には3人となる見込みです。第6期も同等のペースで地域移行が進むと考えられることから、令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数326人のうち3人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所施設については、多くの入所待機者があり、利用者の削減は困難であることから、令和5年度末時点で、令和元年度末の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

目 標	
令和5年度末までの地域生活への移行者数	3人
令和5年度末までの施設入所者の削減数	0人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを支え、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談支援、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ等の機能を備えた地域の拠点の整備が求められています。

本市では、基幹相談支援センターを中心に市内の障害者施設がこれらの機能を分担することにより、地域の支援体制を整備します（地域生活支援拠点等の面的整備）。

目 標
令和5年度末までに地域生活支援拠点等の面的整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者が意欲と能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援と就労定着支援を活用することで、障害者が福祉施設から一般就労（企業や官公庁等で労働契約を結んで働くこと）へ移行し、定着することを推進します。そこで、国の基本指針で定められた基準に従い、数値目標を以下のとおりとします。

目 標	
令和5年度の福祉施設*から一般就労への移行者数 (令和元年度の一般就労者数(●人)の1.27倍以上)	●人以上
就労移行支援事業からの移行者数 (令和元年度の一般就労者数(●人)の1.30倍以上)	●人以上
就労継続支援A型事業からの移行者数 (令和元年度の一般就労者数(●人)の概ね1.26倍以上)	●人以上
就労継続支援B型事業からの移行者数 (令和元年度の一般就労者数(●人)の概ね1.23倍以上)	●人以上
令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数 (令和5年度の一般就労への移行者(●人)の7割)	●人
市内の就労定着支援事業所のうち、 過去3年間の就労定着率が8割以上の事業所の割合	令和5年度末 70%以上

* ここで言う福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）のことを指します。

注・神奈川県による一般就労移行者数の調査が大幅に遅れており、令和2年10月末時点で数値が確定していません。そのため、数値目標の設定に利用する令和元年度実績が確定しないため、パブリック・コメントでは数値目標を「●」とし、数値の算出の仕方のみを表示しています。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の健やかな育成のためには、本人や家族が地域で切れ目のない一貫した支援を受けられる体制や、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられる体制の構築が重要です。

本市では、横須賀市療育相談センターや保育所等訪問支援を利用できる体制の維持等に加えて、令和5年度末までに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を目指します。

目 標
横須賀市療育相談センターの維持
保育所等訪問支援の継続
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の維持及び放課後等デイサービス事業所の確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を継続
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者の自己決定を尊重し、地域で生活する障害者を支援する上で相談業務が果たす役割は重要です。

総合的・専門的な相談支援の実施と、地域の相談支援体制の強化を図るため、障害とくらしの支援協議会を通じて、本市の相談支援体制をさらに強化します。

目 標

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の継続

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化する中で、利用者が真に必要とするサービスを提供ができる体制が求められています。

都道府県等が実施する研修等を活用し、市職員の障害者総合支援法のさらなる理解を促進します。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取り組みや、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築していきます。

目 標 値

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築



第 6 章

障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等一覧

訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

居住系サービス	
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス

障害児通所支援	
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、専門的な支援を行うサービス
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス
障害児入所施設支援	
福祉型	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

地域生活支援事業	
理解促進研修 ・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援 事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
基幹相談支援セ ンター	地域の相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等 支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
成年後見制度利 用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法 人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業

意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置等する事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成する事業
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設
障害児等療育支援事業	在宅障害児等の地域での生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育・相談指導、障害児が通う保育所等の職員に対する療育技術の指導、療育機関に対する指導を行い、療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る事業

2 障害福祉サービス等の見込量

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に定めるべき障害福祉サービス等の種類ごとの令和5年度までの必要量の見込みは次のとおりです。

なお、それぞれの表のサービス名・事業名の末尾には、算出根拠とした①から④の番号を振っています。

① 実績等に一定の増減が見られるもの

→年度間の増減の平均値から算出

② 実績等の増減変動が少なく今後も変動が少ないと予想されるもの

→令和元年度または平成30年度の実績を適用

※新型コロナウイルス感染拡大期である令和2年3月の実績はサービス利用が大きく落ち込んだため、影響が少なかった施設入所系・居宅訪問系・相談支援系以外は、平成30年度の実績を適用しています。

③ 第5章の数値目標に関係するもの

→それぞれの数値目標に従い算定

④ その他

→算定の理由は、それぞれの項目ごとに記載しています。

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ) ①	人分	475	452	428
	時間分	8,925	8,434	7,942
重度訪問介護①	人分	5	5	4
	時間分	2,108	2,296	2,485
同行援護①	人分	65	68	70
	時間分	1,176	1,229	1,281
行動援護①	人分	9	10	12
	時間分	66	76	86
重度障害者等包括支援 ①	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

(数値は1か月あたり)

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
生活介護①	人分	1,139	1,167	1,194			
	人日分	18,933	19,199	19,464			
自立訓練(機能訓練) ①	人分	25	26	27			
	人日分	334	365	395			
自立訓練(生活訓練) ②	人分	4	4	4			
	人日分	79	79	79			
就労移行支援③	人分	第5章数値目標の(3)福祉施設から一般就労への移行等(P.73)の数値確定後に決定します。					
	人日分						
就労継続支援(A型) ③	人分						
	人日分						
就労継続支援(B型) ③	人分						
	人日分						
就労定着支援③	人分						
療養介護②	人分				56	56	56
福祉型短期入所①	人分				446	487	527
	人日分				1,905	2,046	2,188
医療型短期入所①	人分	5	5	6			
	人日分	32	33	35			

(数値は1か月あたり)

(3) 居住系サービスの見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助④	人分	400	420	440
施設入所支援③	人分	326	326	326
自立生活援助②	人分	1	1	1

(数値は1か月あたり)

(共同生活援助について)

令和2年度までの実績見込み380人に加えて、補助金を活用した新規整備が年間5棟(20名分)あると見込み算出しました。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援①	人分	407	447	488
地域移行支援①	人分	4	5	5
地域定着支援①	人分	1	1	1

(数値は1年あたり。ただし計画相談支援については1か月あたり)

(5) 障害児通所支援等の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援①	人分	290	311	331
	人日分	1,839	1,962	2,086
医療型児童発達 支援②	人分	15	15	15
	人日分	92	92	92
放課後等デイサービス ②	人分	807	807	807
	人日分	7,661	7,661	7,661
保育所等訪問支援④	人分	3	3	3
	人日分	9	9	9
居宅訪問型児童発達支 援④	人分	1	1	1
	人日分	4	4	4
福祉型障害児入所支援 ②	人分	28	28	28
	人日分	868	868	868
医療型障害児入所支援 ②	人分	9	9	9
	人日分	274	274	274
障害児相談支援①	人分	190	216	242
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数③	人分	0	0	1

(数値は1か月あたり。ただし保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及びコーディネーターの配置人数は1年あたり)

(居宅訪問型児童発達支援について)

過去3年間の相談件数の実績から算出しました。

(保育所等訪問支援について)

療育相談支援センターに通所・通園している児童のうち、サービス利用の対象として考えられる人数から算出しました。

3 地域生活支援事業の実施や量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施について

事業名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施

(数値は1年あたり)

(2) 自発的活動支援事業の実施について

事業名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施

(数値は1年あたり)

(3) 相談支援事業等の実施について

事業名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業 (障害者相談サポートセンターの設置・運営)	か所	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1
基幹相談支援センターの機能強化事業	実施有無	—	—	—
住宅入居等支援事業	人分	—	—	—

(数値は1年あたり)

(4) 成年後見制度利用支援事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業②	実利用者数	5	5	5

(数値は1年あたり)

(5) 成年後見制度法人後見支援事業の実施について

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援制度事業	実施有無	未実施	未実施	未実施

(数値は1年あたり)

※ただし、実施に向けて関係部局と調整していきます。

(6) 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業②	実利用 件数	1,007	1,007	1,007
要約筆記者派遣事業②	実利用 件数	277	277	277
手話通訳者設置事業②	実設置 者数	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業②	修了 者数	23	23	23
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業②	修了 者数	30	30	30
盲ろう者向け通訳・介 助員派遣事業②	実利用 件数	41	41	41
盲ろう者向け通訳・介 助員養成研修事業②	修了 者数	1	1	1
失語症者向け意思疎通 支援者派遣事業④	実利用 件数	1	1	1
失語症者向け意思疎通 支援者養成研修事業④	修了 者数	1	1	1

(数値は1年あたり)

(失語症者向け意思疎通支援者派遣事業・養成研修事業について)

令和3年度より事業開始予定のため、神奈川県が令和元年度に実施したモデル事業の横須賀三浦地区の実績をもとに算出しました。

(7) 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具②	件	21	21	21
自立生活支援用具②	件	41	41	41
在宅療養等支援用具②	件	39	39	39
情報・意思疎通支援用具②	件	43	43	43
排泄管理支援用具②	件	5,230	5,230	5,230
居宅生活動作補助用具②	件	10	10	10

(数値は1年あたり)

(8) 移動支援事業の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援(障害児)②	人分	321	321	321
	時間分	5,190	5,190	5,190
移動支援(障害者)②	人分	701	701	701
	時間分	11,607	11,607	11,607

(数値は1か月あたり)

(9) 地域活動支援センター事業（地域作業所を含む）
の見込量

事業名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター事業④	箇所数	26	26	26
	実利用者数	336	331	326

（数値は1か月あたり）

※地域活動支援センターについては、市内の事業所数に増減はないと見込み、算出しました。

(10) 障害児等療育支援事業について

サービス名	単位	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児等療育支援事業 ③	か所	0	0	1

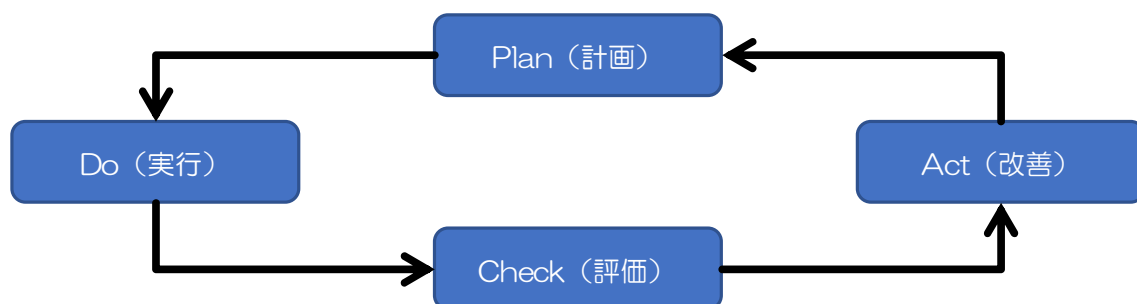
（数値は1年あたり）



計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本市のみならず障害とくらしの支援協議会をはじめとする関係機関との連携を図ることが重要です。また、計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

■PDCA サイクル



(1) 実施体制

この計画は、横須賀市の障害者福祉施策の基本的となる計画であり、計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリー、権利擁護等の様々な分野にわたっています。

このため、市が中心となり、関係機関、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 障害福祉計画と障害とくらしの支援協議会との関係

障害福祉計画の数値目標は、障害者が安心して地域で生活を送るための地域における支援体制の整備を促すものです。目標達成に向け、行政だけではなく、地域の事業者がそれぞれ主体的に体制の整備に取り組むことも重要です。そのため、障害福祉計画を策定する際に、地域の障害者支援の関係者等から構成される、障害とくらしの支援協議会から、代表者が検討の場に参加しているとともに、計画に対する意見をもらっています。

(3) 進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、横須賀市ホームページや市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。